

(別紙様式2)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 福島県
農業委員会名： 本宮市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和元年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1580	531				2120
経営耕地面積	1381	289	116	26	81	1670
遊休農地面積	59.5	90.8				150.3
農地台帳面積	1849.9	1305				3154.9

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1524
自給的農家数	465
販売農家数	1059
主業農家数	117
準主業農家数	398
副業的農家数	544

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1483
女性	776
40代以下	147

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	137
基本構想水準到達者	15
認定新規就農者	0
農業参入法人	8
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	9	9
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	0
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	12	12	12

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2150.0ha	749.7ha	34.90%
課 題	順調に集積は進んでいるが、農用地利用改善団体の動きが鈍化している。 円滑な権利移動ができるよう、広報誌等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知している。 6～8月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動。 8～11月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成31(令和元)年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
759.7ha	720.6ha	28.5ha	94.90%

- ※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
 ※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
 ※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農用地利用改善団体・農業生産法人や特定農業法人に集積事業を実施する。 円滑な権利移動ができるよう、広報誌等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知する。 6～12月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動。 8～11月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動。
活動実績	円滑な権利移動ができるよう、広報誌等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知した。 6～12月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動を行った。 8～11月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を行った。

- ※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	集積目標を達成するため、活動をさらに強化していくことが必要である。
活動に対する評価	農業委員や農地利用最適化推進委員が、農地の利用集積・集約化に関する制度の周知、掘り起こし活動等を実施してきたが、今後も活動を継続・強化していくことが必要である。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	0経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0ha	0ha
課題	農業生産法人設立に向け、特定農業団体の設立が急務であるが、農用地利用改善団体が組織が収束している状態であるため意識改革が必要と思われる。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成31(令和元)年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1経営体	0経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1ha	0ha	0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	地域の実情に合わせて、市と連携し増加を図る。
活動実績	地域の実情に合わせて、農業委員や農地利用最適化推進委員、市と連携し増加を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入目標を達成することができなかったため、より市と連携しながら活動を継続していくことが必要である。
活動に対する評価	参入実績がなかったため、より農業委員や農地利用最適化推進委員、市と連携しながら活動していくことが必要である。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A) 2289.6ha	遊休農地面積(B) 139.6ha	割合(B/A×100) 6.10%
課 題	継続的な作付作物の選定と耕作者の確保が必要であり、耕作放棄地の解消のため農用地利用改善団体等へ集積を実施する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成31（令和元）年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
30ha	▲10.7ha	▲35.6%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	21人	8月～9月
農地の利用意向調査	調査実施時期:12月～1月			
その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		21人	8月～9月	10月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	1月～3月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数: 1851筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆	
	調査面積: 150.3ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha	
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を達成することができなかったため、活動を強化していく必要がある。
活動に対する評価	農業委員や農地利用最適化推進委員による遊休農地への課税強化制度の周知を行ったが、目標を達成することができなかったため、活動を強化していく必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2150ha	1.4ha
課 題	県から農地法に係る事務が権限移譲されたため、従来からの案件については、農業委員会において適正に解消を図る。 山間部は地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成31(令和元)年度実績

実 績①	増減(B-①)
1.4ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	違反転用の是正指導 違反転用者に対し、毎月、違反の是正の意向、是正までの スケジュール等の聞き取りを実施。 違反転用の発生防止に向けた取組 9月 広報誌で住民に対し違反転用が犯罪であることを周知。リーフレットで農業者に対し違反転用情報の農業委員会への提供を呼びかけ。 11月 重点監視地域での農地パトロールの実施。
活動実績	違反転用の是正指導 違反転用者に対し、毎月、違反の是正の意向、是正までの スケジュール等の聞き取りを実施。 違反転用の発生防止に向けた取組 9月 広報誌で住民に対し違反転用が犯罪であることを周知。リーフレットで農業者に対し違反転用情報の農業委員会への提供を呼びかけ。 11月 重点監視地域での農地パトロールの実施。
活動に対する評価	違反転用の解消には繋がらなかったが、新たな違反転用を防ぐことができたため、引き続き活動を継続していくことが必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 28件、うち許可 28件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	3条許可案件は申請書の内容確認及び申請地の現地確認を2名の委員で実施している。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	活発に意見が出され審議されている。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページに公表しているので公表はしない。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	特になし			

2 農地転用に関する事務

(1年間の処理件数: 63件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	4条・5条許可案件は申請書の内容確認及び転用申請地の現地確認を4名の委員で実施している。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	活発に意見が出され審議されている。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページに公表しているので公表はしない。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	特になし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		1 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		1 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 576件 公表時期 令和2年 4月 情報の提供方法: 市内全世帯へ配布、無い場合は個人配布はしないが各公共施設に設置し、ホームページにも掲載している。
	是正措置	特になし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 128件 取りまとめ時期 令和2年 3月 情報の提供方法: 特になし
	是正措置	特になし
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3, 155ha
		データ更新: 農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新。
	公表: 特になし	
是正措置	特になし	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

<p>農地利用最適化等に関する事務</p>	<p>〈要望・意見〉 中間管理機構について情報が少ない。貸したい農家は農地が点在し、借りたい農家は農作業の効率を考え団地化のできる土地を望んでおり、条件が中々折り合わない。借手がないと最終的に遊休農地の増大を招きかねない。結果として中間管理機構の機能が果たされていないのではないかと。</p> <p>〈対処内容〉 農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構や市と連携をとりながら、制度の周知等を図っていく。</p>
<p>農地法等によりその権限に属された事務</p>	<p>〈要望・意見〉 農業担い手の減少や耕作放棄地増加の懸念は、第1種農地においても例外ではなく、遊休農地の有効利用の観点から、転用の条件緩和の要望が多い。</p> <p>〈対処内容〉 農地転用許可基準は従来どおりであるため、県や国に要望を伝えていく。</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

5 件

<p>提出先及び提出した意見の概要</p>	<p>農地等の利用の最適化の推進に関する意見</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業生産基盤の整備推進 2. 担い手支援策の構築 3. 農業後継者の育成・確保 4. 人・農地プラン作成の推進強化 5. 守るべき農地、守れる農地の選択と集中
-----------------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している